

府子本第506号
平成28年8月9日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

内閣総理大臣
(公印省略)

子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱」により行うこととし、平成28年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。